

第 8 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 2 2 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第8回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月22日（金） 午後2時から午後2時46分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
8番	武藤真作	9番	星容子
10番	伊藤洋文	11番	三浦宏和
12番	柴田ますみ	13番	佐々木和昭
14番	加賀屋慎一	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	17番	藤田修
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子

5 欠席農業委員

7番 加藤 淳

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	工藤純子
参事	住谷真人	主席主査	木内光一
主席主査	勝田茂満	主席主査	黒澤亮
主査	鈴木百愛	主任	佐藤知弘
主任	齋藤友毅	主任	越前屋麻希子

8 書記

主任 佐藤 知弘

9 議事録署名委員

16番 佐々木 繁 明

17番 藤 田 修

10 議 事

事務局 (工藤参事)	ただいまから、令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、16番佐々木繁明委員、17番藤田修委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「園芸振興センター研修生交流会」について、12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第112回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告3の報告】 次に、会務報告4の「山形県小国町行政視察」について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 4 の報告】
議 長	次に、会務報告 5 の「令和 7 年度秋田県農業委員会女性協議会第 2 回役員会」について、12 番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12 番柴田ますみ委員	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「令和 7 年度市町村農業委員会地区別研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「令和 7 年度秋田市農業活性化フォーラム」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (鈴木主査)	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に、会務報告 8 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 13 の「受理通知取消し願いについて」までの 6 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷参事)	【会務報告 8 から 13 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、6 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋藤主任)	議案書 1 ページから 3 ページの 6 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間 210 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号 2。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

事務局
(齋藤主任)

譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は耕運機を取得し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間300日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は耕運機を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

なお、この案件の下新城の農地については、本日欠席の7番加藤淳委員から、現地確認の結果特に問題なしと連絡を受けております。

次に番号6。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

これら6件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。

事務局 (齋藤主任)	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。
17番藤田修委員	17番藤田です。■■■■さんですが、仕事の都合で離農となり、その関係で■■■■さんが耕作しております。 また、■■■■さんの息子の意向により■■■■さんの土地を購入し、規模を拡大していくようで、特段問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	次に番号2について、現地を調査した足利俊博推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。8月5日に足利推進委員から現地確認の結果何ら問題ないとの連絡を受けましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	次に番号3について、現地を調査した鈴木栄一推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。8月6日に鈴木推進委員から連絡がありました。 何ら問題ないとのことで、私も現地を確認しましたが、譲受人の方もその周辺を広く耕作している方で、問題ないと思いますので、ご審議のほどをお願いします。
議長	次に番号4について、現地を調査した加藤哲実推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。加藤推進委員から電話をもらい、何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどをお願いします。
議長	次に番号5について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から上新城の農地について報告をお願いします。
4番白岩勝委員	4番白岩です。8月初旬に中嶋推進委員から連絡がありました。 本件は親子間での贈与であり、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどをお願いします。
議長	次に番号6について、現地を調査した阿部政志推進委員から報告を受けた12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。阿部推進委員から現地確認後連絡をいただき、特に問題ないと報告を受けておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)		それでは、議案書の4ページをご覧ください。 番号1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は県が発注する飯島北部地区農地中間管理機構関連ほ場整備工事を受注し、現場事務所や仮設トイレ、資材置場等の設置が必要となったことから、施工場所から近い申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内。農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年7月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物や資材等を撤去し、整地を行います。 現地は令和7年7月30日に確認しております。 続いて番号2。譲受人は[REDACTED]ほか1名、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は家族でアパートに居住していますが、手狭になったことから住宅を建築することとしました。住宅用地について、譲受人の実家から近く子どもの学区を変える必要がない場所を条件に探したところ、申請地が譲受人にとって最も条件に見合うと判断し転用しようとするものです。

事務局 (勝田主席主査)	立地基準について、農地位置は市街化調整区域内。農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金、申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年10月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のため不要です。 被害防除において、隣接に対する措置は建物の高さを加減する。排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は市道側溝です。 現地は令和7年7月30日に確認しております。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。
4番白岩勝委員	4番白岩です。中嶋推進委員から連絡を受けました。 ほ場整備のための現場事務所、資材置場への一時転用ということで問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	次に、番号2について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員より連絡があり、問題ないとのことでした。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はをお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 これもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後2時46分終了)